

○財務省告示第五十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年二月八日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号（第二十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

三 法律及びその条項の適 九条法律第二十三号）第四十七
用 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
等 律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であって、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」
という。）

五 募入決定の
方法

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い
入札発行も からのうち応募額を順次割り

十一		九		八		七		六		五		四		三		二		一	
額	面	金	振替	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
額	面	金	振替	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記	の記
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ
き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十

当てる。各債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で四百八億円

四億二千五百一十七億七千五百七十
 四億四千三百六十七億九千二百
 四億三千三百八十八億六千七百九十二万
 五千八百八十八円

十
 万
 円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 の整数倍の金額によるものと
 する。

平成三十年二月八日
 額面金額百円につき百五円三十

十六 初期利子
り算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{償付金額の総額} \times 1.00896 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{151}{365}$$

平成三十年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子
毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限
平成三十年三月十日

十九 償還金額
第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。

二十 元利金支払場所
日本銀行

二十一 入札参加者
財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日
平成三十年二月八日